

接続約款変更届出書

令和5年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年3月7日
------	----------

接続約款変更届出書

令和5年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ しまつやまいつちようめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 すが たかし 菅 隆志

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和5年3月7日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧														
<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～49 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50 サービス制御装置</u></td> <td style="text-align: center;"><u>携帯電話の端末の認証等を行うために用いられる装置</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>51～63 (略)</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能、<u>O O X Y 自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能</u>の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。<u>なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者 (MVNO サービスを提供する者に限ります。) 自らが電気通信番号を取得する場合には、この限りではありません。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電話リレーサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 の 2 協定事業者は、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能、<u>O O X Y 自動接続回線管理機能又は直収パケット接続サービス制御装置連携機能</u>の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。<u>なお、直収パケット接続サービス制御装置連携機能を利用する場合であって、協定事業者 (MVNO サービスを提供する者に限ります。) 自らが電気通信番号を取得する場合には、この限りではありません。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～49 (略)	(略)	<u>50 サービス制御装置</u>	<u>携帯電話の端末の認証等を行うために用いられる装置</u>	<u>51～63 (略)</u>	(略)	<p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～49 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>51～62 (略)</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能<u>又は</u> O O X Y 自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電話リレーサービス料の支払義務)</p> <p>第 68 条の 2 の 2 協定事業者は、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) に規定する直収パケット接続回線管理機能<u>又は</u> O O X Y 自動接続回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定する電話リレーサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～49 (略)	(略)	<u>51～62 (略)</u>	(略)
用 語	用 語 の 意 味														
1～49 (略)	(略)														
<u>50 サービス制御装置</u>	<u>携帯電話の端末の認証等を行うために用いられる装置</u>														
<u>51～63 (略)</u>	(略)														
用 語	用 語 の 意 味														
1～49 (略)	(略)														
<u>51～62 (略)</u>	(略)														

新				
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。				
網使用料の適用				
(1)～(6) (略)		(略)		
<u>(7) 直収パケット接続サービス制御装置連携機能に係る網使用料の取扱い</u>		<u>ア 直収パケット接続サービス制御装置連携機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 歴月の末日の契約者回線に応じて支払を要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払は要しないものとし、解約月の支払は要するものとします。</u>		
2 料金額				
2-1～2-8 (略)				
2-9 <u>直収パケット接続サービス制御装置連携機能</u>				
区分	単位	料金額	備考	
<u>直収パケット接続サービス制御装置連携機能</u>	<u>1契約回線ごとに</u>	<u>38円</u>	<u>月額</u>	
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)				
2 料金額				
2-1 LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額

旧				
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 料金表第1表（接続料金）第1の2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。				
網使用料の適用				
(1)～(6) (略)		(略)		
2 料金額 2-1～2-8 (略)				
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)				
2 料金額				
2-1 LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額

新					旧				
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>131,067円</u>	月額	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>181,434円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>13,106円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,143円</u>	月額	
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>153,007円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>15,300円</u>	月額	
	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>102,009円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>10,200円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>131,067円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>13,106円</u>	月額

2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>181,434円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,143円</u>	月額

新					旧				
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>153,007円</u>	月額	
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>15,300円</u>	月額	
	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>10Mbpsのもの</u>	<u>102,009円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		<u>10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>10,200円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>131,067円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>13,106円</u>	月額
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>110,491円</u>	月額	
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>11,049円</u>	月額	

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>181,434円</u>	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>18,143円</u>	月額
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	<u>153,007円</u>	月額	
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>15,300円</u>	月額	

新					旧				
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	102,009円	月額		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,200円	月額		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2-2 直収パケット接続回線管理機能

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
直収パケット接続回線管理機能	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	77円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	76円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額

2-2 直収パケット接続回線管理機能

区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
直収パケット接続回線管理機能	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	76円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	75円	月額
		(新設)	(新設)	(新設)

新		
別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	(略)	(略)
オプション機能接続機能	(略)	(略)
LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
5G(NSA)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
直収パケット接続回線管理機能	(略)	(略)
<u>直収パケット接続サービス制御装置連携機能</u>	<u>特定接続サービスの契約者回線に係る端末の認証等を協定事業者が利用する電気通信設備と連携するとともに網使用料を請求する機能</u>	<u>MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。</u>
MNP転送機能	(略)	(略)
MNP機能	(略)	(略)
文字メッセージ通	(略)	(略)

旧		
別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考
端末接続機能	(略)	(略)
オプション機能接続機能	(略)	(略)
LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
5G(NSA)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
直収パケット接続回線管理機能	(略)	(略)
MNP転送機能	(略)	(略)
MNP機能	(略)	(略)
文字メッセージ通	(略)	(略)

新			旧		
信接続機能			信接続機能		
OOXY自動接続機能	(略)	(略)	OOXY自動接続機能	(略)	(略)
OOXY自動接続回線管理機能	(略)	(略)	OOXY自動接続回線管理機能	(略)	(略)
1-2 個別占有的接続機能			1-2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
LTE直収パケット接続装置機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTE直収パケット接続装置機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTE直収パケット接続装置機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTE直収パケット接続装置機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
5G(NSA方式)直収パケット接続装置機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	5G(NSA方式)直収パケット接続装置機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTEGTP接続利用機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTEGTP接続利用機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
LTEGTP接続利用機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	LTEGTP接続利用機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
5G(NSA方式)GTP接続利用機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)	5G(NSA方式)GTP接続利用機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(略)	(略)
<u>直収パケット接続サービス制御装置連携利用機能</u>	<u>当社が定める信号方式により当社のサービス制御装置と協定事業者の電気通信設備との間の通信を行うために必要となる装置を利用する機能</u>	<u>MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携)</u>			

技術的条件の新旧対照

新	旧																						
<p>技術的条件集 目次 技術的条件集</p> <p>第2章 携帯別接続条件 第1節～第7節 (略) <u>第8節 対直接協定事業者H S S接続用インタフェース仕様</u> <u>第36条 網構成</u> <u>第37条 接続方式</u> <u>第38条 その他接続に必要な事項</u></p> <p>別表1～別表17 (略)</p> <p><u>技術的条件集別表 (対直接協定事業者H S S接続用インタフェース仕様)</u> <u>別表18. 対直接協定事業者H S S接続用インタフェース仕様</u></p> <p>(用語の定義) 第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(8) 直接協定事業者H S S接続用インタフェース</u></td> <td><u>直接協定事業者がH S S接続する時に適用するインタフェース種別</u></td> </tr> <tr> <td><u>(9)～(41) (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(42) H S S (Home Subscriber Server)</u></td> <td><u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>(43) E I R (Equipment Identity Register)</u></td> <td><u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の端末認証処理装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>(44) D E A (Diameter Edge Agent)</u></td> <td><u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の信号処理用の中継装置もしくは当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u></td> </tr> <tr> <td><u>(45) M M E (Mobility Management Entity)</u></td> <td><u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の端末移動管理装置</u></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(1)～(7) (略)	(略)	<u>(8) 直接協定事業者H S S接続用インタフェース</u>	<u>直接協定事業者がH S S接続する時に適用するインタフェース種別</u>	<u>(9)～(41) (略)</u>	(略)	<u>(42) H S S (Home Subscriber Server)</u>	<u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u>	<u>(43) E I R (Equipment Identity Register)</u>	<u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の端末認証処理装置</u>	<u>(44) D E A (Diameter Edge Agent)</u>	<u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の信号処理用の中継装置もしくは当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u>	<u>(45) M M E (Mobility Management Entity)</u>	<u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の端末移動管理装置</u>	<p>技術的条件集 目次 技術的条件集</p> <p>第2章 形態別接続条件 第1節～第7節 (略)</p> <p>別表1～別表17 (略)</p> <p>(用語の定義) 第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(8)～(40) (略)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(1)～(7) (略)	(略)	<u>(8)～(40) (略)</u>	(略)
用語	用語の意味																						
(1)～(7) (略)	(略)																						
<u>(8) 直接協定事業者H S S接続用インタフェース</u>	<u>直接協定事業者がH S S接続する時に適用するインタフェース種別</u>																						
<u>(9)～(41) (略)</u>	(略)																						
<u>(42) H S S (Home Subscriber Server)</u>	<u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u>																						
<u>(43) E I R (Equipment Identity Register)</u>	<u>当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の端末認証処理装置</u>																						
<u>(44) D E A (Diameter Edge Agent)</u>	<u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の信号処理用の中継装置もしくは当社移動体網と相互接続する直接協定事業者網の加入者認証処理装置</u>																						
<u>(45) M M E (Mobility Management Entity)</u>	<u>直接協定事業者網とH S S相互接続する当社移動体網の端末移動管理装置</u>																						
用語	用語の意味																						
(1)～(7) (略)	(略)																						
<u>(8)～(40) (略)</u>	(略)																						

新	旧																
<p>(標準的な接続箇所)</p> <p>第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 260 1066 523"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置</td> <td>技術的条件集第2章第5節、<u>第7節、第8節</u>に規定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第8節 対直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様</u></p> <p><u>(網構成)</u></p> <p>第36条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に関わる構成は次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>本則の対象は、接続約款に定める、LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)又は5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)に関する直接協定事業者とします。</u></p> <p>(2) <u>当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS、EIR及びDEAとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u></p> <p>(3) <u>当社移動体網と直接協定事業者網は、直接協定事業者側回線終端装置を介して「直収パケット交換機に接続される帯域制御装置」とWANによって接続され、相互接続点は「直収パケット交換機に接続される帯域制御装置」と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子とします。</u></p> <p><u>(接続方式)</u></p> <p>第37条 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、IP接続方式を適用します。</u></p> <p>(2) <u>当社移動体網と直接協定事業者網間の通信経路については、冗長構成を採ることができます。</u></p> <p>(3) <u>信号方式のプロトコルは、Diameter(IETF RFC 6733)で提供します。</u></p> <p>(4) <u>当社移動網との接続方式に関する詳細は、別表18に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>(その他接続に必要な事項)</u></p> <p>第38条 当社移動体網と直接協定事業者網間で、その他接続に必要な事項は次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>直接協定事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他接続に必要な事項のう</u></p>	用語	用語の意味	(1) (略)	(略)	(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、 <u>第7節、第8節</u> に規定するところによる。	(3) (略)	(略)	<p>(標準的な接続箇所)</p> <p>第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1198 228 2067 491"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置</td> <td>技術的条件集第2章<u>第3節</u>、第5節に規定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(1) (略)	(略)	(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章 <u>第3節</u> 、第5節に規定するところによる。	(3) (略)	(略)
用語	用語の意味																
(1) (略)	(略)																
(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、 <u>第7節、第8節</u> に規定するところによる。																
(3) (略)	(略)																
用語	用語の意味																
(1) (略)	(略)																
(2) 直収パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章 <u>第3節</u> 、第5節に規定するところによる。																
(3) (略)	(略)																

新

旧

ち細目に渡るものについては、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

(2) 当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず、直接協定事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありますが、当社は一切の責を負いません。

技術的条件集別表-18 直接協定事業者HSS接続用インタフェース仕様

1. 概説

本別表は、当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるプロトコル仕様を規定する。

1. 1 規定範囲

本別表は、当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるプロトコルに関する仕様を規定する。

1. 2 システム構成

システム構成図（概略）を以下に示す。

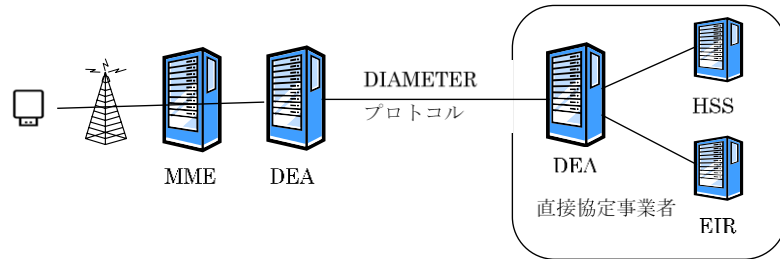


図 1.2-1 システム構成図

1. 3 プロトコルスタック

1. 2に示したシステム構成におけるプロトコルスタックを以下に示す。
なお、DIAMETERレイヤは、シングルホーミングでの接続とする。

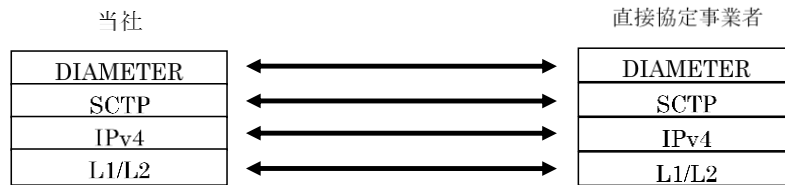


図 1.3-1 プロトコルスタック

1. 4 プロトコル適用規定

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるプロトコルは以下の表 1.4-1 に示す標準に準拠しています。

表 1.4-1 通信プロトコル

<u>システム構成</u>	<u>プロトコル</u>
<u>HSS 接続</u>	<u>3GPP TS29.272</u>
<u>EIR 接続</u>	<u>3GPP TS29.272</u>

2 HSS接続

2. 1 概説

本章では当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER__S6aを使用する場合のメッセージ処理を規定する。

- (ア) Authentication-Information-Request/Answer
- (イ) Update-Location-Request/Answer
- (ウ) Cancel-Location-Request/Answer
- (エ) Purge-UE-Request/Answer
- (オ) Notify-Request/Answer
- (カ) Insert-Subscriber-Data-Request/Answer
- (キ) Delete-Subscriber-Data-Request/Answer
- (ク) Reset-Request/Answer

2. 2 コネクション

当社のMMEと直接協定事業者のHSSとのDIAMETER__S6aをやり取りするために、両社のDEA間でDIAMETERリンクを接続する必要がある。なお、接続にあたっての構成は協議の上、決定することとする。

(1) タイマ及びリクエスト送信回数

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるSCTPおよびDIAMETERプロトコルのタイマ、メッセージ再送回数を提示し、協議の上、決定することとする。なお、当社側DEAの設定値は以下の通りとなる。

表 2.2-1 SCTP タイマ

	値	備考
<u>Retransmit Initial Timeout[ms]</u>	<u>500</u>	
<u>Retransmit Minimum Timeout[ms]</u>	<u>500</u>	
<u>Retransmit Maximum Timeout[ms]</u>	<u>1500</u>	
<u>Retransmit Maximum Timeout for INIT[ms]</u>	<u>-</u>	
<u>Number of Retransmit Triggering Path Failure</u>	<u>5</u>	
<u>Number of Retransmit Triggering Assoc Failure</u>	<u>10</u>	
<u>Number of Retransmit Triggering Init Failure</u>	<u>8</u>	
<u>SACK Delay[ms]</u>	<u>200</u>	
<u>SCTP Heartbeat Interval[s]</u>	<u>1500</u>	
<u>Maximum Burst</u>	<u>4</u>	
<u>Max Number of Inbound Streams</u>	<u>17</u>	
<u>Max Number of Outbound Streams</u>	<u>17</u>	
<u>Socket End Buffer Size[bytes]</u>	<u>Send:5242880/ Recv:15728640</u>	
<u>Datagram Bundling Enabled</u>	<u>-</u>	
<u>Bundling timer</u>	<u>-</u>	
<u>Maximum Transmission Unit (MTU)</u>	<u>1500</u>	

表 2.2-2 DIAMETER タイマ

	値	備考
<u>Watch dog interval[s]</u>	<u>8</u>	
<u>No. of Retries (Watch dog)</u>	<u>3</u>	
<u>No. of Retries</u>	<u>0</u>	
<u>Retry interval</u>	<u>-</u>	
<u>Answer Timer[s]</u>	<u>20</u>	

2.3 DIAMETERメッセージ

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER_S6aのメッセージ内容(AVP設定内容)については、協議の上、決定することとする。

表 2.3-1 S6a メッセージ

<u>メッセージ</u>	<u>メッセージ方向</u>	<u>備考</u>
<u>Authentication-Information-Request</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Authentication-Information-Answer</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Update-Location-Request</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Update-Location-Answer</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Cancel-Location-Request</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Cancel-Location-Answer</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Purge-UE-Request</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Purge-UE-Answer</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Notify-Request</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Notify-Answer</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Insert-Subscriber-Data-Request</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Insert-Subscriber-Data-Answer</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Delete-Subscriber-Data-Request</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Delete-Subscriber-Data-Answer</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	
<u>Reset-Request</u>	<u>当社MME←直接協定事業者HSS</u>	
<u>Reset-Answer</u>	<u>当社MME→直接協定事業者HSS</u>	

3 EIR接続

3.1 概説

本章では当社のMME及びDEAと直接協定事業者のEIR及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER_S13を使用する場合のメッセージ処理を規定する。

(ア) ME-Identity-Check-Request/Answer

3.2 コネクション

当社のMMEと直接協定事業者のEIRとのDIAMETER_S13をやり取りするために、両社のDEA間でDIAMETERリンクを接続する必要がある。なお、接続にあたっての構成は協議の上、決定することとする。

(1) タイマ及びリクエスト送信回数

当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS/EIR及びDEAとの接続インタフェースにおけるTCP/SCTPおよびDIAMETERプロトコルのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上、決定することとする。なお、当社側DEAの設定値は、表 2.2-1、

新	旧									
<p><u>2.2-2を参照。</u></p> <p><u>3.3 DIAMETERメッセージ</u> <u>当社のMME及びDEAと直接協定事業者のHSS及びDEAとの接続インタフェースとしてDIAMETER_S13のメッセージ内容(AVP設定内容)については、協議の上、決定することとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 3.3-1 S13 メッセージ</u></p> <table border="1" data-bbox="199 419 1090 523"> <thead> <tr> <th><u>メッセージ</u></th> <th><u>メッセージ方向</u></th> <th><u>備考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ME-Identity-Check-Request</u></td> <td><u>当社 MME→直接協定事業者 EIR</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ME-Identity-Check-Answer</u></td> <td><u>当社 MME←直接協定事業者 EIR</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4. 接続監査機能</u></p> <p><u>4.1 概説</u> <u>直接協定事業者のHSSで設定する許容APNについて、Wildcard設定は許容せず、個別のAPN設定をすることとし、当社においては、適切にAPNが設定されていることを監査する機能を具備している。</u> <u>なお、HSSで設定する許容APN数は、合計8個以下でなければならない。</u></p>	<u>メッセージ</u>	<u>メッセージ方向</u>	<u>備考</u>	<u>ME-Identity-Check-Request</u>	<u>当社 MME→直接協定事業者 EIR</u>		<u>ME-Identity-Check-Answer</u>	<u>当社 MME←直接協定事業者 EIR</u>		
<u>メッセージ</u>	<u>メッセージ方向</u>	<u>備考</u>								
<u>ME-Identity-Check-Request</u>	<u>当社 MME→直接協定事業者 EIR</u>									
<u>ME-Identity-Check-Answer</u>	<u>当社 MME←直接協定事業者 EIR</u>									

新			旧		
		<u>分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)での利用が可能です。</u>			
文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)	文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能	(略)	(略)
<p><u>附則(令和5年2月28日 K相接S 0019 及びOCT技第22-162号)</u> <u>(実施時期)</u> 1 この改正規定は、令和5年3月7日から実施します。 2 ただし、この改正規定のうち、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)の規定は、令和5年4月1日から実施します。</p>					